



クーリング・オフ制度を活用しましょう

【事例 1】

「不用品を買い取る」という電話があり、訪問を依頼した。5日前、業者が自宅を訪ねてきて「貴金属はないか」と聞かれ、売るつもりがない指輪まで買い取られてしまった。

【事例 2】

7日前、自宅を訪ねてきた業者から浄水器を勧められた。断りきれずに契約し、すぐに設置してもらったが、高額すぎるため解約したい。

【アドバイス】

「訪問購入」と「訪問販売」の相談事例です。いずれも一定期間、無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ制度」が適用されます。契約書面を受け取った日から8日以内にはがきで通知しましょう。はがきは両面をコピーし、簡易書留や特定記録郵便などを利用して、発送した証拠を残しておきます。

事例1の訪問購入のケースは、クーリング・オフ期

間が経過するまでは、指輪などの売却する商品を手元に残しておくことができます。すぐに業者に手渡さず、じっくり考えましょう。

クーリング・オフ制度が適用されると、事例2のケースのように既に使用していても返品することができます（開封済みの化粧品、健康食品などは除く）、業者の負担で取り外してもらえます。また、支払った代金は全額返金されます。クーリング・オフができる主な取り引きと期間は下表のとおりです。

取り引き	期間
訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入（訪問買い取り）、特定継続的役務提供（エステ、学習塾、結婚相談所など）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法）、連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。



「アダルト情報サイト」の相談がトップ

平成28年度、柳川・みやま消費生活センターに寄せられた相談は623件でした。そのうち最も相談の多かった上位3件の事例を対処法とともに紹介します（右表）。

これらは、今年度も引き続き多くの相談が寄せられています。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

■平成28年度消費生活相談ランキング

	商品（件数）	対処法
1位	アダルト情報サイト（51件） （事例）スマホでネットを検索していたらアダルトサイトにつながり、高額な料金を請求された。電話をかけると、コンビニでプリペイドカードを購入するように言われた。	ワンクリック詐欺です ・絶対に連絡しない ・個人情報を教えない ・支払う前に相談する
2位	光ファイバー（48件） （事例）ネット料金が安くなると電話があり、光コラボの契約をした。勝手にオプションが付けられており、かえって料金が高くなった。	契約内容をよく確認 ・条件をしっかり確認する ・届いた書面は隅々まで読む ・早めに相談する
3位	デジタルコンテンツ（39件） （事例）スマホに大手通販会社を名乗る者から「動画料金の未納があり、本日に連絡しなければ法的措置をとる」とショートメッセージが届いたが、利用した覚えがない。	架空請求詐欺です ・絶対に連絡しない ・個人情報を教えない